

第 170 期 決 算 公 告

平成30年6月27日

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行
 取締役頭取 栗野 学

貸借対照表（平成30年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
現 金 預 け 金	108,436	預	1,252,910	
現 金	19,286	当 座 預 金	80,120	
預 け 金	89,150	普 通 預 金	508,202	
商 品 有 価 証 券	2	貯 蓄 預 金	1,828	
商 品 地 方 債 債	2	通 知 預 金	17,058	
有 価 証 券	262,100	定 期 預 金	629,935	
国 債 債	83,025	定 期 積 金	13,605	
地 方 債 債	6,997	そ の 他 の 預 金	2,158	
社 債 債	53,429	譲 渡 性 預 金	39,101	
株 式	11,364	コ 一 ル マ ネ 一	50,000	
そ の 他 の 証 券	107,282	借 用 金	2,700	
貸 出 金	1,020,961	借 入 金	2,700	
割 引 手 形	8,640	外 国 為 替	0	
手 形 貸 付	39,716	未 払 外 国 為 替	0	
証 書 貸 付	884,241	そ の 他 負 債	3,471	
当 座 貸 越	88,362	未 決 済 為 替 借 借	415	
外 国 為 替	275	未 払 法 人 税 等	193	
外 国 他 店 預 け	275	未 払 費 用	1,511	
そ の 他 資 産	4,846	前 受 収 益	417	
未 決 済 為 替 貸	150	從 業 員 預 り 金	290	
前 受 収 益	1	給 付 補 填 備 金	5	
未 支 払 金	935	資 産 除 去 債 務	116	
リース投資資産	1,440	そ の 他 の 負 債	522	
そ の 他 の 資 産	2,319	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	202	
有 形 固 定 資 産	16,868	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,636	
建 物	5,725	支 払 承 諸	5,522	
土 地	9,713	負 債 の 部 合 計	1,355,545	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,429	(純資産の部)		
無 形 固 定 資 産	1,666	資 本 金	22,700	
ソ フ ト ウ エ ア	1,500	資 本 剰 余 金	29,099	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	165	資 本 準 備 金	20,641	
前 払 年 金 費 用	3,302	そ の 他 資 本 剰 余 金	8,457	
繰 延 税 金 資 産	3,952	利 益 剰 余 金	13,246	
支 払 承 諸 見 返	5,522	利 益 準 備 金	1,609	
貸 倒 引 当 金	△ 5,092	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,637	
		繰 越 利 益 剰 余 金	11,637	
		株 主 資 本 合 計	65,045	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,320	
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,572	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,252	
		純 資 産 の 部 合 計	67,298	
資 产 の 部 合 計	1,422,844	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,422,844	

損益計算書 平成29年 4月 1日から
平成30年 3月 31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	21,652
資 金 運 用 収 益	17,355
貸 出 金 利 息	12,878
有 億 証 券 利 息 配 当 金	4,374
コ ー ル ロ ー ン 利 息	0
預 け 金 利 息	60
そ の 他 の 受 入 利 息	42
役 务 取 引 等 収 益	2,863
受 入 為 替 手 数 料	946
そ の 他 の 役 务 収 益	1,917
そ の 他 業 务 収 益	151
外 国 為 替 売 買 益	24
国 債 等 債 券 売 却 益	3
そ の 他 の 業 务 収 益	124
そ の 他 経 常 収 益	1,281
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	289
償 却 債 権 取 立 益	84
株 式 等 売 却 益	643
そ の 他 の 経 常 収 益	263
経 常 費 用	19,182
資 金 調 達 費 用	536
預 金 利 息	555
譲 渡 性 預 金 利 息	9
コ ー ル マ ネ ー 利 息	△ 29
そ の 他 の 支 払 利 息	1
役 务 取 引 等 費 用	1,526
支 払 為 替 手 数 料	339
そ の 他 の 役 务 費 用	1,186
そ の 他 業 务 費 用	737
商 品 有 億 証 券 売 買 損	0
国 債 等 債 券 債 還 損	623
そ の 他 の 業 务 費 用	114
営 業 経 費	15,817
そ の 他 経 常 費 用	564
貸 出 金 債 却	120
株 式 等 売 却 損	43
株 式 等 債 却	0
そ の 他 の 経 常 費 用	400
経 常 利 益	2,469

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	27
固 定 資 産 処 分 益	27
特 別 損 失	202
固 定 資 産 処 分 損	32
減 損 損 失	169
税 引 前 当 期 純 利 益	2,295
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	83
法 人 税 等 調 整 額	258
法 人 税 等 合 計	342
当 期 純 利 益	1,952

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 3年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上し

ております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,298百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 4,015百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は507百万円、延滞債権額は13,154百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,794百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,456百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,640百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 7 百万円

有価証券 76,256 百万円

担保資産に対応する債務

預金 216 百万円

コールマネー 50,000 百万円

借用金 2,700 百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券14,210百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金514百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、131,181百万円で

あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が131,181百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,957百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 18,693百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,463百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 8,578百万円であります。
13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 39百万円
14. 関係会社に対する金銭債権総額 2,108百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額 1,737百万円
16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、196百万円であります。

17. 単体自己資本比率（国内基準） 8.56%

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	569 百万円
役務取引等に係る収益総額	35 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	95 百万円
その他の取引に係る収益総額	— 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	134 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,253 百万円
その他の取引に係る費用総額	— 百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	新潟県	65
営業用店舗	土地	秋田県	47
営業用店舗	土地	山形県	45
遊休	土地	山形県	8
遊休	建物	山形県	2
遊休	その他	山形県	0
合計			169

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグループ化し、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値は、将来キャッシュ・フローを 0.55%で割り引いて、それぞれ算定しております。

有価証券に関する注記

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成 30 年 3 月 31 日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成30年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超 るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	7,000	7,340	340
	小計	7,000	7,340	340
時価が貸借対照 表計上額を超 えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		7,000	7,340	340

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	4,015
関連法人等株式	0
合計	4,015

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,727	1,620	1,107
	債券	119,472	118,059	1,413
	国債	66,030	65,366	664
	地方債	6,997	6,932	65
	社債	46,443	45,759	683
	その他	25,266	24,778	487
	小計	147,466	144,457	3,008
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,195	3,692	△497
	債券	23,980	24,547	△567
	国債	16,994	17,533	△539
	地方債	—	—	—
	社債	6,986	7,014	△27
	その他	75,016	78,892	△3,876
	小計	102,192	107,133	△4,940
合計		249,658	251,590	△1,932

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,426
その他	—
合計	1,426

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,616	643	43
債券	233	3	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	233	3	—
その他	—	—	—
合計	4,849	646	43

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見

込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、0百万円（うち、債券一百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

金銭の信託に関する注記

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	1,695 百万円
その他有価証券評価差額金	612
税務上の繰越欠損金	2,590
退職給付引当金	497
減価償却	158
その他	877
繰延税金資産小計	6,431

評価性引当額	△ 1,578
--------	---------

繰延税金資産合計	4,853
----------	-------

繰延税金負債

資産除去費用の資産計上額	13
前払年金費用	887
繰延税金負債合計	900
繰延税金資産の純額	3,952 百万円

1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	286円56銭
1株当たりの当期純利益金額	13円03銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	6円87銭

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	きらやかカード株式会社	100% (-)	債権 被保証	被保証	△5,567	—	—
				支払保証料 (注)	134	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 保証料率については、代弁率を基礎として、毎期交渉の上決定しております。また、当事業年度末における債権被保証残高は50,033百万円であります。

3. 弟兄会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社五十嵐会計事務所(注2)	山形県米沢市	3	会計事務所	—	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	4 0	貸出金	48
	株式会社伊藤会計事務所(注3)	山形県山形市	10	会計事務所	—	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	1 0	貸出金	10

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 融資取引については、一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 有限会社五十嵐会計事務所は、社外監査役五十嵐正明氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

(注3) 株式会社伊藤会計事務所は、当行親会社である株式会社じもとホールディングス社外監査役伊藤吉明氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第170期 決算公告

平成30年6月27日

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社きらやか銀行
 取締役頭取 粟野 学

連結貸借対照表（平成30年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	108,497	預 金	1,251,481
商 品 有 債 証 券	2	譲 渡 性 預 金	39,101
有 債 証 券	258,812	コールマネー及び売渡手形	50,000
貸 出 金	1,019,782	借 用 金	11,419
外 国 為 替	275	外 国 為 替	0
リース債権及びリース投資資産	11,283	そ の 他 負 債	5,720
そ の 他 資 産	8,906	退職給付に係る負債	76
有 形 固 定 資 産	16,896	睡眠預金払戻損失引当金	202
建 物	5,711	繰延税金負債	104
土 地	9,713	再評価に係る繰延税金負債	1,636
その他の有形固定資産	1,471	支 払 承 諾	5,522
無 形 固 定 資 産	1,858	負債の部合計	1,365,266
ソ フ ト ウ エ ア	1,538	(純資産の部)	
の れ ん	145	資 本 金	22,700
その他の無形固定資産	174	資 本 剰 余 金	27,907
退職給付に係る資産	1,740	利 益 剰 余 金	14,465
繰 延 税 金 資 産	4,709	株 主 資 本 合 計	65,072
支 払 承 諾 見 返	5,522	その他有価証券評価差額金	△ 1,199
貸 倒 引 当 金	△ 6,273	土 地 再 評 価 差 額 金	3,572
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,086
		その他の包括利益累計額合計	1,286
		非 支 配 株 主 持 分	387
		純資産の部合計	66,746
資産の部合計	1,432,013	負債及び純資産の部合計	1,432,013

連結損益計算書

〔 平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	27,471
資 金 運 用 収 益	16,958
貸 出 金 利 息	12,985
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,870
コールローン利息及び買入手形利息	0
預 け 金 利 息	60
そ の 他 の 受 入 利 息	42
役 務 取 引 等 収 益	3,261
そ の 他 業 務 収 益	174
そ の 他 経 常 収 益	7,076
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	343
償 却 債 権 取 立 益	84
そ の 他 の 経 常 収 益	6,648
経 常 費 用	25,384
資 金 調 達 費 用	651
預 金 利 息	554
譲 渡 性 預 金 利 息	9
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 29
借 用 金 利 息	110
そ の 他 の 支 払 利 息	6
役 務 取 引 等 費 用	1,619
そ の 他 業 務 費 用	738
當 業 経 常 費 用	16,509
そ の 他 経 常 費 用	5,864
そ の 他 の 経 常 費 用	5,864
経 常 利 益	2,087
特 別 利 益	27
固 定 資 産 処 分 益	27
特 別 損 失	202
固 定 資 産 処 分 損	32
減 損 損 失	169
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,912
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	136
法 人 税 等 調 整 額	279
法 人 税 等 合 計	415
当 期 純 利 益	1,497
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	8
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,488

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

- ・きらやかカード株式会社
- ・きらやかリース株式会社
- ・きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社
- ・山形ビジネスサービス株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等 1社

会社名

- ・株式会社富士通山形インフォテクノ

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（3月末日）と一致しております。

(4) のれんの償却に関する事項

5年間の均等償却を行っております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 3年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,298百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に

備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 受取保証料（役務取引等収益）の計上基準

クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(10) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産及び負債はありません。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相關関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用していません。

(13) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く） 123 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は538百万円、延滞債権額は13,169百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,794百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,502百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,640百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 7 百万円

有価証券 76,256 百万円

担保資産に対応する債務

預金 216 百万円

コールマネー及び売渡手形 50,000 百万円

借用金 2,700 百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券14,210百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金 523 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、141,166百万円であ

ります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が141,166百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をできる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,957百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 19,478百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,463百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は8,578百万円であります。
13. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 43百万円
14. 連結自己資本比率（国内基準） 8.46%

連結損益計算書に関する注記

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 150 百万円及び株式等売却損 43 百万円を含んでおります。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失 (単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	新潟県	65
営業用店舗	土地	秋田県	47
営業用店舗	土地	山形県	45
遊休	土地	山形県	8
遊休	建物	山形県	2
遊休	その他	山形県	0
合 計			169

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値は、将来キャッシュ・フローを 0.55%で割り引いて、それぞれ算定しております。

3. 連結包括利益計算書における包括利益の金額 1,125百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、「当行」という。）は、銀行業務としてローン事業、有価証券での資金の運用及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、主に預金によって資金調達を行っております。

当行では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

また、将来の為替変動によるリスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。

当行の一部の連結される子会社及び子法人等では、リース業務、クレジットカード業務及びベンチャーキャピタル業務を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、その他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

社債は、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

また、外貨建金融商品から生じる為替変動リスクをヘッジするために、通貨関連取引（為替予約等）を行っております。外貨建金銭債権・債務の為替変動リスクを減殺するために行っている先物為替取引は、時価評価をしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行が、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者の信用度に応じて信用格付を付与し分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に利用しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価格が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行において、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及びリスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めております。

リスク管理部門は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、リスク管理部門は、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」であります。

当行では、これらの金融資産、金融負債についてVaR(観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は2ヶ月、外国証券、預金、貸出金、政

策投資株式は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いて市場リスク量として把握・管理しております。

当行の市場リスク量(VaR)は、平成30年3月31日現在、全体で8,510百万円となっております。

なお、有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクをいいます。

当行は、日々の資金の運用、調達の状況の適切な管理を行い安定的な資金繰りを達成するとともに、状況に応じた流動性準備や資金調達手段の方法を定めるなど、流動性の確保に十分配慮した運営を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注 2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照 表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	108,497	108,497	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,000	7,340	340
その他有価証券	250,090	250,090	—
(3) 貸出金	1,019,782		
貸倒引当金（※ 1）	△5,404		
	1,014,378	1,019,860	5,482
資産計	1,379,966	1,385,789	5,823
(1) 預金	1,251,481	1,251,614	132
(2) 譲渡性預金	39,101	39,115	14
(3) コールマネー及び売渡手形	50,000	50,000	—
(4) 借用金	11,419	11,419	—
負債計	1,352,002	1,352,149	147

（※ 1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※ 2） 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注 1） 金融商品の時価の算定方法

資 产

（1） 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2） 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及び情報ベンダーから提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格を時価としております。

自行保証付私募債は実質貸出金と同様とみなせるため、内部格付に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形

約定期間が短期間（2週間以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当行の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	1,598
合 計	1,598

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	89,210	—	—	—	—	—
有価証券	31,771	66,724	32,837	6,844	61,256	42,678
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	7,000
うち国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	7,000
その他有価証券のうち満期があるもの	31,771	66,724	32,837	6,844	61,256	35,678
うち国債	24,000	26,000	14,300	—	—	17,000
地方債	1,150	5,600	100	—	—	—
社債	5,537	19,946	4,092	1,790	2,720	18,678
その他	1,084	15,177	14,345	5,053	58,536	—
貸出金	245,389	176,032	135,593	93,846	100,476	268,443
合 計	366,372	241,785	167,442	100,690	161,733	311,122

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（※）	1,142,324	98,078	11,079	—	—	—
譲渡性預金	33,865	5,236	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	50,000	—	—	—	—	—
借用金	5,763	4,724	884	47	—	—
合 計	1,231,952	108,039	11,963	47	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成30年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成30年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	7,000	7,340	340
	小計	7,000	7,340	340
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		7,000	7,340	340

3. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	3,093	1,663	1,429
	債券	119,472	118,059	1,413
	国債	66,030	65,366	664
	地方債	6,997	6,932	65
	社債	46,443	45,759	683
	その他	25,313	24,823	490
	小計	147,880	144,546	3,333
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	3,195	3,692	△497
	債券	23,980	24,547	△567
	国債	16,994	17,533	△539
	地方債	—	—	—
	社債	6,986	7,014	△27
	その他	75,033	78,912	△3,878
	小計	102,210	107,153	△4,942
合計		250,090	251,699	△1,609

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日） 該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,616	643	43
債券	233	3	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	233	3	—
その他	—	—	—
合計	4,849	646	43

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

金銭の信託に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	280円11銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	10円24銭
潜在株式調整後 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	5円60銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。